第８講　内閣（行政権）

１　内閣の地位と行政権→憲法第 65 条

大日本帝国憲法には内閣制度の規定はなく，各国務大臣がそれぞれ天皇を輔弼（ほひつ）した。日本国憲法には「**行政権は，内閣に属する**」とあり，行政の最高機関とされる。

※行政＝法律にもとづき実際に政策を行うこと。

２　内閣の組織と機能

①内閣とは？

首長である**内閣総理大臣〔首相〕**と他の**国務大臣**により組織される合議体。**首相は国会議員の中から国会の指名で選出**され，天皇により任命される。国務大臣は首相により任命される。**首相を含む閣僚（かくりょう）はすべて文民である**ことが条件。

※ 1999 年の改正内閣法により，首相の発議権や内閣府の総合調整権などが付与（ふよ）され，内閣の機能が強化された。

②議院内閣制

内閣の存立は国会の信任を条件とするという制度。通常は，国会（立法府）における多数党が，内閣（行政府）を掌握（しょうあく）する。

※戦前の内閣は議会の信任を必要とせず，時期によっては超然（ちょうぜん）主義も可能であった。

A　**内閣の国会への連帯責任**（＝責任内閣制）

B　**国会による内閣総理大臣の指名権**

C　**国務大臣の過半数は国会議員でなければならない**

首相を除く国務大臣は 14 人以内。特別に必要がある場合には 17 人（復興庁設置の間は 18 人）以内。

※現在は東京五輪・パラリンピック特別措置法により 1 名増加。

※国務大臣は衆･参両議院に出席し，議案について発言することができる。

D　**衆議院の内閣不信任決議**権に対する**内閣の衆議院解散**権

〈 ***Note*** 〉

③内閣の機能

A　一般行政事務とその統括

B　法律の執行（しっこう）

C　外交関係の処理

D　条約の締結

E　官吏（かんり）に対する事務処理

F　予算作成と国会への提出

G　法律案・議案の作成と国会への提出

H　法律の範囲内で**政令**・内閣府令・省令などの命令を制定
　ただし，法律の委任がなければ，罰則や規定を設けたり権利を制限したりすることはできない。

I　恩赦（おんしゃ）の決定
　国の祝典に際し刑の効果を減免することを恩赦といい，大赦（たいしゃ）・特赦・減刑・刑の執行免除・復権がある。

J　**天皇の国事行為に対する助言と承認**

K　**最高裁判所長官の指名と他の裁判官の任命**

L　臨時国会〔臨時会〕の召集の決定

④内閣の総辞職

A　**衆議院で内閣不信任案が可決**（または内閣信任案が否決）**され 10 日以内に衆議院が解散されないとき**

B　**総選挙後特別国会〔特別会〕が召集されたとき**

C　**内閣総理大臣が欠けたとき**

D　**内閣みずから総辞職を判断したとき**

⑤内閣による衆議院の解散→解散自体は国事行為として天皇が行う

解散から40日以内に総選挙が行われ，総選挙後30日以内に特別国会〔特別会〕が召集される。その際，内閣は総辞職し，10日以内に新たな内閣総理大臣の指名が行われる。

※このように，衆議院が解散されると最大80日間国会は閉会され，政治は停滞する。

A　**７条解散**

内閣総理大臣の判断による一般的な解散。

※かつて苫米地（とまべち）訴訟で７条解散の合憲性が問われたが，最高裁判所は統治行為論により憲法判断を回避した（1960年）。

B　69条解散

衆議院の内閣不信任決議による内閣総辞職の代わりに10日以内に衆議院を解散。

※これまでに1948年・53年・80年・93年の４回ある。

３　内閣総理大臣〔首相〕

①地位

A　大日本帝国憲法〔明治憲法〕

「同輩中の首席」にすぎず，**他の国務大臣と対等の地位**で天皇を輔弼。各大臣は個別に天皇に責任を負う。

※国務大臣の任免権はないが，慣行として他の大臣を天皇に推薦することはできた。

※閣内の不一致がしばしば総辞職につながった。

B　日本国憲法

「**内閣の首長**」として，**他の国務大臣より上位の地位**にあり，内閣を統括し代表する。議院内閣制において，首相は国会の多数党の党首であり，政党政治の代表者として，政治・行政双方にわたりリーダーシップを発揮すべき地位を与えられている。

※民意に沿い首相を選ぶという**首相公選論**もあるが，実現には憲法改正が必要で，また，首相が独裁化する危険性もある。

②権限

A　**閣僚（他の国務大臣）の任命・罷免権**

これにより閣内の一致を保つことができる。また，各国務大臣を補佐する**副大臣・大臣政務官**も国会議員から１〜３名任命する。

B　**閣議**を主宰する

定例閣議は週２回。すべての国務大臣が出席して非公開で行われ，**全会一致を原則とする。**

※閣議を開かず閣僚に閣議書の押印を求める「もち回り閣議」も慣例として行われている。

C　内閣を代表する諸権限

議院への出席と発言，議案（予算案・法律案）の国会への提出，一般国務および外交関係の国会への報告，行政各部の指揮監督など。

D　法律及び政令に主任の国務大臣とともに連署する

E　国務大臣の訴追に対し同意を与える

F　**自衛隊の最高指揮権**

自衛隊の防衛出動および治安出動の命令は首相が発する。

〈 ***Note*** 〉

４　行政機関

①中央省庁

2001 年，１府 22 省庁から**１府 12 省庁**体制へ省庁再編が行われた。

A　内閣官房（かんぼう）

内閣に置かれ，閣議事項の整理やその他の庶務などをつかさどる。国務大臣の**内閣官房長官**が事務を統括，国会議員が兼職することが普通。

B　**内閣府**

他の省庁より一段高い位置から内閣官房を助け，行政活動の調整を行う。内部に「沖縄及び北方対策担当」「金融担当」「消費者及び食品安全担当」などの**特命担当大臣**や，「経済財政諮問（しもん）会議」「男女共同参画（さんかく）会議」などの会議を含む。

※金融庁・宮内（くない）庁・消費者庁などが外局。

C　**環境省**

D　**国土交通省**

観光庁・海上保安庁・気象庁などが外局。

E　**経済産業省**

中小企業庁・特許庁などが外局。

F　**農林水産省**

G　**厚生労働省**

H　**文部科学省**

文化庁・スポーツ庁が外局。

I　**財務省**

国税庁が外局。

J　**外務省**

K　**法務省**

公安調査庁などが外局。

L　**総務省**

消防庁などが外局。

M　**防衛省**

N　**国家公安委員会**

警察庁が外局。

O　復興庁

2011 年の東日本大震災後，翌年から 2031 年までの期間限定で設置。

P　その他

内閣法制局・国家安全保障会議・会計検査院など。

②行政委員会

特定の行政分野について，内閣からある程度独立して準立法的・準司法的機能をもつ合議制機関。

A　**国家公安委員会**→内閣の庁扱い

B　**人事院**

C　**公正取引委員会**

D　**中央労働委員会**

E　その他

公安審査委員会，公害等調査委員会，原子力規制委員会，中央選挙管理会など。

※地方には人事委員会，地方労働委員会，**教育委員会**，選挙管理委員会などがある。

５　近代国家と現代国家

①近代国家

18 ～ 19 世紀は「消極国家」「夜警国家（小さな政府）」「立法国家」。国家の活動は治安維持・国防など必要最小限に限定。

※資本主義社会が進展すると失業・貧困など社会問題が発生。

※日本は戦前から議会が弱く「行政国家」の性格が強かった。

②現代国家

20 世紀は**「積極国家」「福祉国家（大きな政府）」「行政国家」**。社会問題解決のため，国家の積極的活動により福祉の向上をめざす。行政権の拡大と官僚制が進展し，公務員の増大を招いた。

※近年では，行政改革の進行により，公務員は大幅に減少している。

〈*Note*〉

6　行政権の肥大化＝「行政国家」

①行政機能の拡大

日本は戦前から議会が弱い。戦後も議会の立法機能低下が進み，立法と政策決定の実質的役割が内閣と官僚組織へ移行。

A　**内閣立法〔内閣提出法案〕の増大**と議員立法〔議員提出法案〕の減少

B　**委任立法**の増加

国会は法律の大枠のみ定め，細部は内閣の政令・省令などの命令や規則に委任。「法律による行政」は形骸化。

C　行政指導

法令の根拠なしで企業などに協力・同意を求める日本独自の方法。自由競争を制限する「**護送船団方式**」に対しては，1993年制定の行政手続法による改善が進む。

D　通達行政

「通達」により政令・省令などの解釈運用を示し，同様の役割を果たす。

E　補助金行政

政府が地方自治体や企業，民間団体に交付する補助金（国庫支出金）によりとくに地方自治体を事実上統制することをいう。補助金の配分をめぐり，政治家・官僚・企業などの癒着の恐れがある。

※「ばらまき行政」「税金の無駄遣い」との批判も多い。

F　許認可行政

強力な許認可権で実質的にさまざまな業界を統制する。許認可を得るための政界・官界・財界の癒着の恐れがある。

②官僚政治

A　官僚〔キャリア〕を含む公務員数の増加→近年は減少傾向
※国家公務員と地方公務員がある。

B　官僚の権限
予算編成権・法律立案権・補助金分配権・許認可権・行政指導権・公共事業発注権など大きな権限をもつ。
※政治家（**族議員**）・企業などとの癒着の恐れ。

C　専門官僚支配〔テクノクラシー〕
専門技術官僚〔テクノクラート〕が行政・立法分野を事実上支配。

D　**官僚制〔ビューロクラシー〕**→本格的な研究はマックス＝ウェーバー(独)が最初
権威主義，形式主義，事なかれ主義，秘密主義，法律・規則万能主義，セクショナリズム，非能率など。

E　高級官僚の「**天下り**（あまくだ）」
官庁を退職後，**特殊法人**や関連のある民間企業などに好条件で再就職すること。
※有力な天下り先であった特殊法人の廃止，民営化，**独立行政法人**への移行が進む。
※独立行政法人は，特殊法人に比べて省庁からの自立性や業績に対するチェック機能が高い。

F　政・官・財の癒着
“鉄の三角形”と構造的な汚職。戦後の主な**汚職事件〔贈収賄（ぞうしゅうわい）事件〕**として，昭和電工事件（1948年），造船疑獄事件（1954年），ロッキード事件（1976年），リクルート事件（1989年），東京佐川急便事件（1992年）などがある。

7　行政の民主化と行政改革

①公務員制度の民主化

大日本帝国憲法〔明治憲法〕の「天皇の官吏(かんり)」「一部の奉仕者」から，日本国憲法の「**全体の奉仕者**」すなわち国民の**公僕**(こうぼく)へ。採用試験による資格任用制が主で，選挙で選ばれる議員や都道府県知事・市町村長，首相が任命する大臣などは例外。

②行政の民主化

A　**行政委員会**の設置

一般行政機関からある程度独立し，準立法的・準司法的機能をもつ合議制の行政機関。

B　**審議会**の設置

有識者や関係者が専門的立場から行政機関に諮問する機関。中央教育審議会〔中教審〕などが有名。

C　パブリックコメント

内閣の施策について，決定前に広く国民の意見を募る。

③国民による民主的規制

A　**情報公開制度**

B　**オンブズマン〔行政監察官・オンブズパーソン〕制度**

19 世紀初め，スウェーデンで創設され，各国に普及した。日本では 1990 年に**川崎市**（神奈川県）で，95 年には沖縄県で導入されたが，国政にはまだ導入されていない。

C　国会を通して行政改革，財政改革，**地方分権**，**規制緩和**(きせいかんわ)などを要求

D　**国政調査権の強化**など

④行政改革のあゆみ

1961 年　第一次臨時行政調査会〔臨調〕の設置
1981 年　**第二次臨時行政調査会**〔臨調〕の設置
1985 年　日本電信電話公社の民営化→ NTT へ
　　　　日本専売公社の民営化　　→ JT へ
1987 年　日本国有鉄道の分割民営化→ JR へ
1993 年　**行政手続法**の制定
1999 年　**情報公開法**の制定
　　　　地方分権一括法の制定
　　　　国家公務員倫理法の制定
2000 年　あっせん利得処罰法
2001 年　１府 12 省庁体制スタート
2005 年　道路関係４公団の分割民営化
2007 年　日本郵政公社の民営化
2008 年　国家公務員制度改革基本法の制定
2009 年　「事業仕分け」の導入（～ 12 年）

政治編　第８講　確認テスト

1　日本国憲法において，行政権をもつ機関を選べ。

①天皇　②国会　③内閣　④裁判所

2　内閣総理大臣〔首相〕の条件を選べ。

①衆議院議員　②国会議員

③国会議員で文民　④国会議員以外

3　内閣の機能としてふさわしくないものを選べ。

①条約の承認

②法律の範囲内で政令を制定

③天皇の国事行為に対する助言と承認

④最高裁判所長官の指名と他の裁判官の任命

4　内閣総理大臣〔首相〕の権限としてふさわしくないものを選べ。

①他の国務大臣の任免権　②憲法改正の発議権

③閣議を主宰する権限　④自衛隊の最高指揮権

5　外局として観光庁・海上保安庁・気象庁をもつ省とは？

①国土交通省　②総務省　③環境省　④防衛省

6　国ではなく地方に設置されている行政委員会とは？

①国家公安委員会　②人事院　③中央労働委員会　④教育委員会

7「専門技術官僚」をカタカナで何というか。

①ビューロクラシー　②テクノクラート

③オンブズマン　④パブリックコメント

8　日本の官僚制をあらわす用語としてふさわしくないものを選べ。

①セクショナリズム　②秘密主義

③法律・規則万能主義　④給料泥棒

9　高級官僚が官庁を退職後，特殊法人や関連のある民間企業などに好条件で再就職することを何というか。

①天下り　②官官接待　③事業仕分け　④族議員

10　1990年，オンブズマン〔行政監察官〕制度を国内で初めて導入したのは？

①川崎市　②沖縄県　③東京都　④政府

解答

1	③	2	③	3	①	4	②	5	①
6	④	7	②	8	④	9	①	10	①